

科目等履修生の募集要項

(平成28年度)

区分	学部科目等履修生	大学院科目等履修生
出願資格	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者 2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) 3. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの 4. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 5. 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 6. 文部科学大臣の指定した者 7. 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学を卒業した者 2. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者 3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者 4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者 5. 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者 6. 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 7. 文部科学大臣の指定した者
在学期間	6ヶ月又は1年、更に6ヶ月の延長を許可	
検定料	9,800円(期間延長願出の場合は不要)	
入学料	28,200円(期間延長願出の場合は不要)	
授業料	1単位 14,800円 前納	
提出書類	<p>◎ 1. 入学願書(所定の用紙)</p> <p>2. 履歴書(所定用紙)[外国人留学生は小学校入学から記入する。それ以外は高等学校から記入する。]</p> <p>3. 最終学校の卒業又は修了証明書(卒業又は修了見込みの場合は見込証明書)</p> <p>4. 最終学校の成績証明書</p> <p>◎ 5. 現に官公庁又は会社等に勤務している場合は所属長の承認書</p> <p>◎ 6. 返信用封筒(合格通知等送付用) [郵便番号、住所、氏名を明記し、92円切手を貼った長形3号封筒1枚]</p> <p>※ 過去3年以内に本学の科目等履修生として申請したことのある者(私費外国人留学生を除く)は、上記3「卒業又は修了証明書」及び4「成績証明書」の提出を省略することができる</p> <p>【以下、私費外国人留学生該当事項】</p> <p>※ 上記の書類に加えて次の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出身国の公的機関が発行する市民権等の証明書(既に国内に居住している場合は、市区町村長が発行する住民票) ・健康診断書(所定の用紙) ・日本語能力試験N2以上又は日本留学試験200点以上を証する資料、あるいはこれと同等の日本語能力を有することを証する資料 <p>※ 新たに、日本に渡日して申請する者は、事前審査を受けて「受入許可書」を得る必要がある(留学ビザ取得のため)ので、次の受付期間に必要な書類を国際課へ提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月来日希望者:前年の10月1日～10月31日 ・10月来日希望者:同年の4月1日～4月30日 	
受付期間	<p>・前期(4月入学) 3月1日から3月10日まで</p> <p>・後期(10月入学) 9月1日から9月10日まで</p> <p>午前9時～午後5時(土曜日及び日曜日を除く)</p> <p>※ 在学期間の延長を希望する者は、次学期の受付期間中に期間延長願(所定の用紙)を提出しなければならない。提出書類は、上記提出書類のうち◎印の書類を提出すること。</p> <p>なお、科目等履修生の新規の在学期間は6ヶ月又は1年で、申請によりさらに6ヶ月間の延長を許可することがあるが、私費外国人留学生については、最初の6ヶ月で修得した単位数が、受講登録(申請)した科目の単位数の3分の2に満たない場合は、期間延長を許可しない。</p>	
受付場所	<p>教務課教務企画係 Tel 0776-27-8600</p> <p>(提出書類は必ず持参すること。郵送によるもの及び不備なものは一切受け付けない。)</p>	
履修科目の単位数	<p>毎学期12単位(私費外国人留学生については週10時間以上の履修)を限度とする。</p> <p>※実験、実習、実技及び製図の科目の履修は認めないことがある。</p>	
単位の認定	<p>試験のうえ単位を与える。</p>	
出願手続きの際の注意	<p>上記受付期間前から、教務課で授業時間割表によってあらかじめ履修科目を決定し、教育学部及び国際地域学部は担当教員に、工学部は学科長及び共通教育・他学科受講の担当教員に履修計画の承認を受けるとともに、願書の所定欄に認印を受けてから願書を提出すること。</p>	<p>上記受付期間前から、教務課で授業時間割表によってあらかじめ履修科目を決定し、担当教員に履修計画の承認を受けるとともに、願書の所定欄に認印を受けてから願書を提出すること。</p>

注 一旦納入した検定料、入学料及び授業料はいかなる場合にも返納しない。